議案第36号

東京都板橋区国民健康保険条例の一部を改正する条例 上記の議案を提出する。

令和2年3月3日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区国民健康保険条例の一部を改正する条例 東京都板橋区国民健康保険条例(昭和34年板橋区条例第22号)の 一部を次のように改正する。

第15条の4第1号中「7.25」を「7.14」に、「57」を「56」に改め、同条第2号中「43」を「44」に改める。

第15条の8中「61万円」を「63万円」に改める。

第15条の12第1号中「2.24」を「2.29」に、「57」を「56」に改め、同条第2号中「1万2,300円」を「1万2,900円」に、「43」を「44」に改める。

第16条の4第1号中「1.66」を「1.95」に、「50」を「 54」に改め、同条第2号中「50」を「46」に改める。

第16条の5中「16万円」を「17万円」に改める。

第19条の2各号列記以外の部分中「61万円」を「63万円」に、「16万円」を「17万円」に改め、同条第1号イ中「8,610円」を「9,030円」に改め、同条第2号中「28万円」を「28万5,000円」に改め、同号イ中「6,150円」を「6,450円」に改め、同条第3号中「51万円」を「52万円」に改め、同号イ中「2,460円」を「2,580円」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の東京都板橋区国民健康保険条例第15条の

4、第15条の8、第15条の12、第16条の4、第16条の5及 び第19条の2の規定は、令和2年度分の保険料から適用し、令和元 年度(平成31年度)分までの保険料については、なお従前の例によ る。

(提案理由)

保険料率、保険料の賦課割合、賦課限度額等を改める必要がある。